

地盤総合保証『THE LAND』
DABEL

保証書

工作物

株式会社GIR
東京都江東区木場1丁目5番25号
深川ギャザリアタワーS棟4階
TEL:03-5665-0955(代) FAX:03-5606-7700



■株式会社GIRは下記記載の内容に従い、保証を行います。

記

物件名：〇〇家の墓

工事場所：〇〇霊園〇区〇側 家の墓

地盤調査会社：株式会社サムシング

基礎施工業者：一般社団法人全国石材施工協会会員

仕事発注者：一般社団法人全国石材施工協会

保証書番号：1111-222-33333

保証区分：工作物(墓石)

保証期間：工作物の設置完了された日から10年後の応当日の午後4時まで

保証限度額：500万円/1口

事故原因調査費用：50万円/1口

その他：※「事故原因調査費用」は保証限度額の内枠



◆保証制度の概要

株式会社GIRによって認定された地盤調査会社が、地盤調査を実施し、適合基準を満たしていると判断した物件を対象として地盤の不同沈下に起因する工作物の不具合を保証内容に基づき、株式会社GIRが保証いたします。

◆保証対象建物

保証対象は新しく設置される工作物とする

◆保証の無効

この地盤品質保証契約は、発注者と地盤調査会社の請負契約の成立を前提としています。品質保証書発行の後においても、発注者と請負契約が成立しない場合は、この品質保証契約は無効になります。地盤調査会社への調査代金の未払い等がこれにあたります。しかしながら、請負契約が成立した後に、仕事発注者の倒産等の法的整理があった場合であっても、当該工作物が設置、完工された場合、この品質保証は株式会社GIRによって品質保証されます。

◆保証の範囲

地盤の修復費用とは下記の内容とします

- (1) 地盤調査による瑕疵により、不同沈下(10/1000以上)に起因した工作物の損壊を現状回復させるために必要な工事費用
- (2) 地盤の修復費用は品質保証限度額の内枠として1事故500万円までとします
- (3) 事故原因調査費用とは不同沈下事故が起こった場合の原因を調査するための費用とします
- (4) 事故原因調査費用は1事故につき限度額50万円までとします。但し工作物が不同沈下している事が判明した場合のみ適用します
- (5) 事故原因調査費用は品質保証限度額の内枠とします

◆免責事項

- (1) 台風、暴風雨、豪雨、落雷等の天災、火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2) 近隣の土木工事、道路工事または車両の通行等の第三者の人為的な作用により、調査地の基礎地盤に予測し得ない外力が作用したことに起因する損害
- (3) 地滑り、がけ崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤もしくは地形の変動またはこれらに類似の予測できない自然環境の変化に起因する損害
- (4) 地耐力調査が行われず、もしくは地耐力調査によって本工法が不適当と判断されたにもかかわらず施工された結果に起因する損害
- (5) 所有者または当該工作物の使用者による著しく不適切な維持管理
- (6) 契約当時実用化されていた技術では、回避することが不可能な現象又はこれが原因で生じた事故に起因する損害
- (7) 動植物に起因する損害
- (8) 被保険者以外の第三者の支給材料もしくは支給機器類に起因する、または保証の目的物の施工に起因する損害
- (9) 保証申請時の提出書類等に不備、または虚偽の記載があった場合
- (10) 擁壁等を含む工作物工事等に起因する損害
- (11) 擁壁及び擁壁下部地盤の損壊に起因する損害
- (12) 地盤調査の際に異物(汚染物質、気体等を含む)の存在が発見できず、後日当該異物が原因で使用不能となったことに起因する損害
- (13) 地下水の増減に起因する損害
- (14) 造成時に法律に違反した工事がなされたことに起因する損害
- (15) 保証の目的物の責任期間の始期日より10年を経過した後に発生した損害
- (16) 本保証締結前に実施された仕事に起因する損害

※沈下事故が発生した際には、工作物設置工事写真を提出していただきます。写真が提出されない場合には、保証金をお支払いできないことがありますので10年間の保管をお願い致します。